

【個人控え】

令和8年1月吉日

小児救急電話相談員 各位

(事業主体)

大阪府健康医療部保健医療室医療・感染症対策課

(事業受託者)

株式会社NTTデータ関西ヘルステック事業部

特定非営利活動法人小児救急医療サポートネットワーク

誓 約 書

小児救急電話相談業務に従事するにあたり、記の事項を遵守することを誓約いたします。

- 1 法令を守るのはもちろん、小児救急電話相談所長・事務長の指示に従い規律の厳守に努め、誠実に業務にあたります。
 - 2 運営事務局と一致協力して労働災害の防止に努めます。
 - 3 相談業務に関する一切の機密は、在務中はもちろん、継続辞退後も決して他に漏洩いたしません。
 - 4 相談所の秩序を乱すような政治活動、思想運動および特定団体に関する活動は行いません。
 - 5 相談所に関係者以外を招きいれません。また、無断で業務以外の目的外利用はいたしません。
 - 6 個人情報の取り扱いについて、目的外利用などの法令違反になる行為はいたしません。
- (個人情報の定義) 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものとなるものを含む)。
- 7 故意または重大な過失により上本町事務所に損害を与えた場合には、その損害について賠償の責を負います。
 - 8 年間に2回の研修を受講し、本業務の目的を十分に認識したうえで業務にあたります。
 - 9 法令の違反、業務不履行、上本町事務所での禁止事項や業務時間を守らない場合、また、相談員として登録後、任期期間中に未研修、未出務の場合は相談員の資格を失ったとしても異議申し立ていたしません。
 - 10 休憩時間と含む全勤務時間が拘束時間であることを理解し、報酬単価とは関連しないことに同意いたします。
 - 11 出務希望を出し、3ヶ月以上出務実績が無い場合は、その後の出務はできないことに同意します。
 - 12 上記の事項以外に関しては別途定めることとする。

【報酬（給与）】相談業務に対する令和8年度の報酬は以下のとおりとします。

報酬（給与）算定単位は1日とします。

【報酬単価】※全て交通費含む

平 常 時	: 20時～翌朝8時	平日 : 27,400円/日	土日祝 : 32,500円/日
	19時～23時	平日 : 12,500円/日	土日祝 : 14,500円/日
GW・年末年始	: 20時～翌朝8時	: 35,500円/日	
	19時～翌朝7時	: 35,500円/日	
	19時～23時	: 16,500円/日	
お 盆	: 20時～翌朝8時	: 35,500円/日	
	19時～23時	: 15,500円/日	